

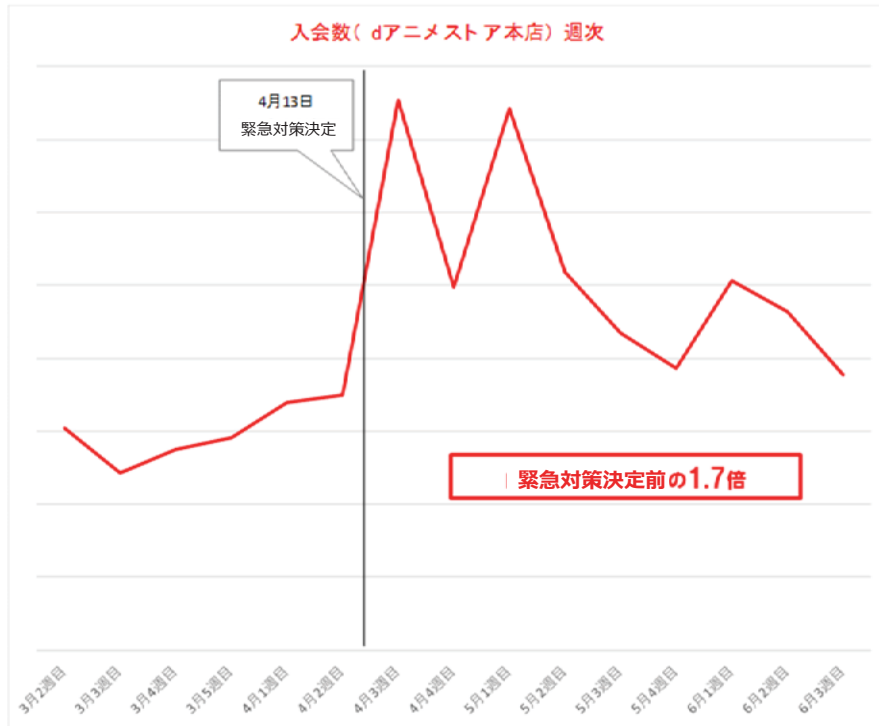
4月13日の緊急対策決定後の動きについて

	状況
漫画村、Anitubeの閉鎖	<ul style="list-style-type: none">・緊急対策を決定した4月13日以降、漫画村とAnitubeへアクセスできない状況が続いている。 (MioMioは一時的に再生停止状態だったが、現在は限定的に視聴できる状態。アクセス数は緊急対策決定前に比べて激減している)
漫画・アニメの売上が回復	<ul style="list-style-type: none">・海賊版サイトによって落ち込んでいた漫画・アニメの正規版の売上が正規版サービスへの会員登録等が増加している。
海賊版サイトに関する報道が増加	<ul style="list-style-type: none">・海賊版サイトによる被害実態や運営体制等に関する新聞、テレビ、ウェブメディア等の報道が増加している。
広告出稿抑止の取組が本格的に開始	<ul style="list-style-type: none">・JIAA等の広告団体に対して、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）から海賊版サイトのブラックリストを提供し、出稿を抑止する取組が本格的に始動。
海賊版サイトの被害に関する人々の意識の向上	<ul style="list-style-type: none">・緊急対策によって海賊版サイトの閲覧・視聴が違法ではないものの、継続的な創作活動に悪影響があることについての認知が向上。・啓発活動が重要であるとの認識に基づき、コンテンツ事業者としても人気キャラクターを使った啓発キャンペーンを実施。
他の海賊版サイトへのアクセスが激減	<ul style="list-style-type: none">・日本からのアクセスが多い海賊版サイト上位100サイトへのアクセスが激減しており、4月中旬の数字では、3月中旬に比べて43%減少（日本国際映画著作権協会調べ）。
サイトブロッキングおよび法整備に関する各方面からの意見表明	<ul style="list-style-type: none">・緊急対策を受けて、サイトブロッキングや既存の取組状況が大きく報道され、関連するシンポジウム等が開催。また、さまざまな団体から意見書や声明が発表されている。



入会数の推移(dアニメストア 本店)週次

SECRET 8



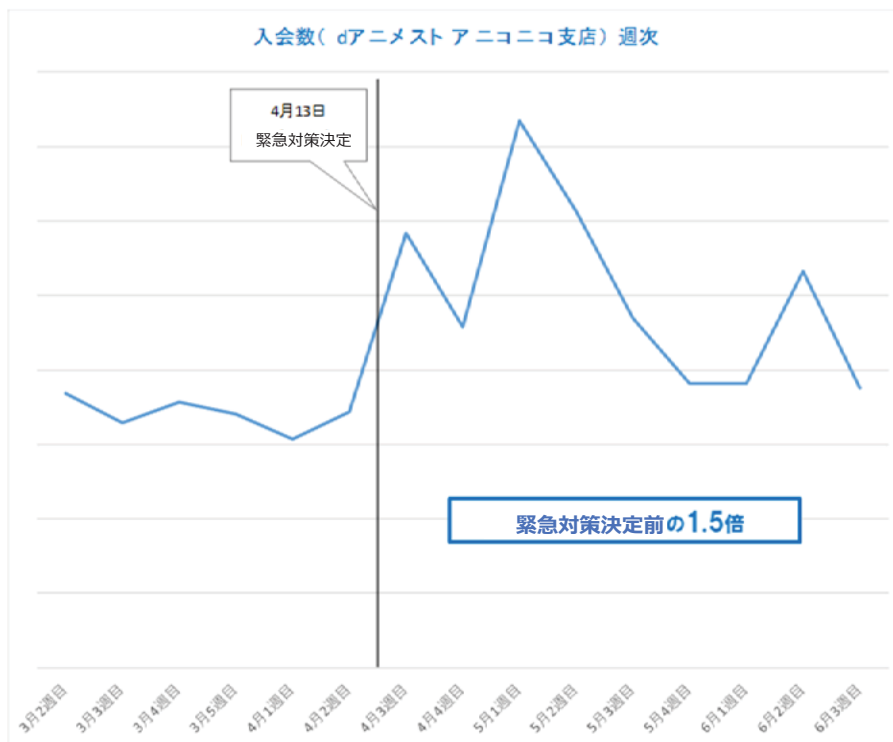
DOCOMO ANIMESTORE CONFIDENTIAL

※Fコマショップ等における店舗入会数は除く。



入会数の推移(dアニメストア ニコニコ支店)週次

SECRET 8



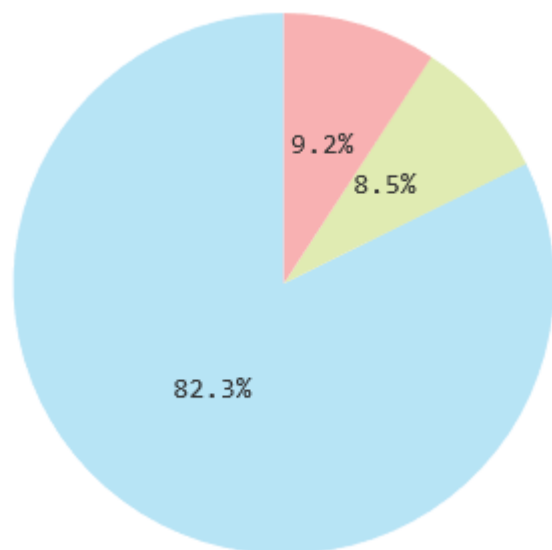
DOCOMO ANIMESTORE CONFIDENTIAL

海賊版対策に関するアンケート

平成30年7月13日12時頃
株式会社ドワンゴ調査結果

回答者数 27,816人

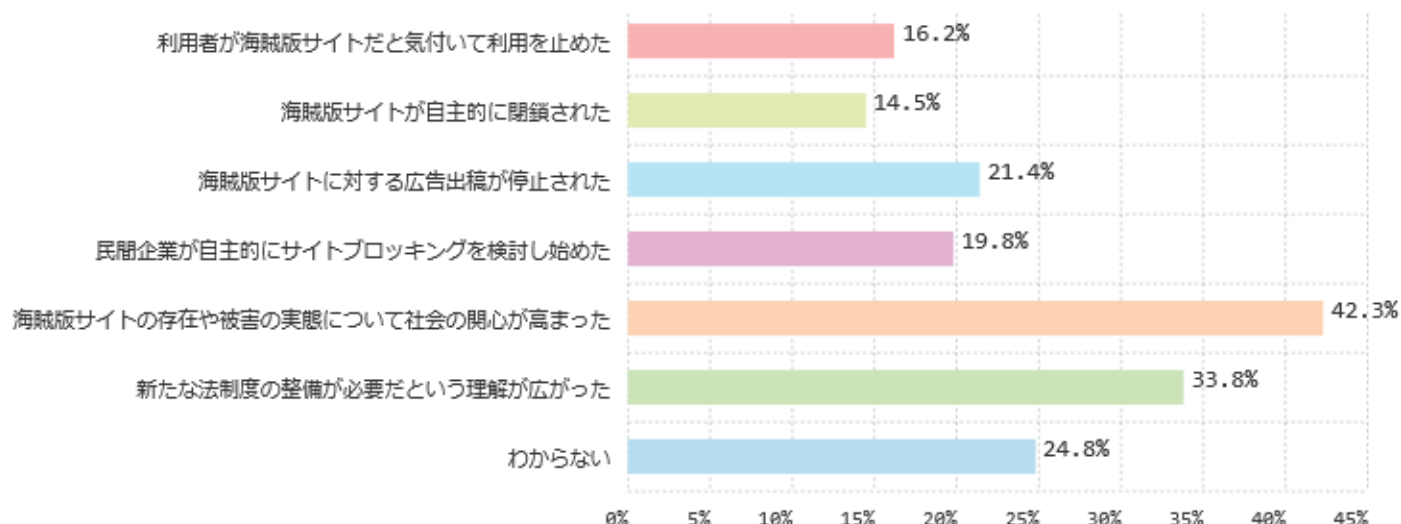
Q1 政府の海賊版サイトに対する緊急対策のニュースなどをみて、あなたは、海賊版サイトの利用を止めましたか、止めていませんか。



海賊版サイトの利用を止めた	9.2%
海賊版サイトの利用を続けている	8.5%
もともと海賊版サイトは利用していない	82.3%

	10代以下	20代	30代	40代	50代以上
海賊版サイトの利用を止めた	15.8%	14.9%	7.5%	6.3%	6.7%
海賊版サイトの利用を続けている	11.9%	9.7%	7.3%	5.5%	8.2%
もともと海賊版サイトは利用していない	72.4%	75.3%	85.2%	88.2%	85.1%

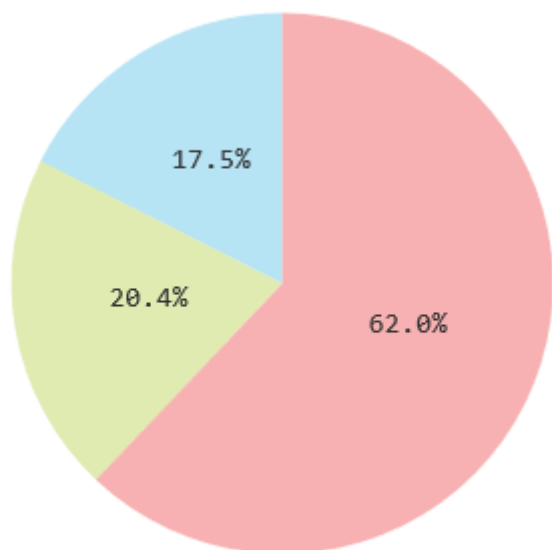
Q2 あなたは、政府の海賊版サイトに対する緊急対策で何か効果があったと考えますか。（複数選択可）



年代別

	10代以下	20代	30代	40代	50代以上
利用者が海賊版サイトだと気付いて利用を止めた	24.5 %	17.4 %	13.6 %	13.8 %	14.2 %
海賊版サイトが自主的に閉鎖された	17.6 %	15.9 %	13.5 %	11.0 %	14.4 %
海賊版サイトに対する広告出稿が停止された	18.1 %	21.4 %	23.9 %	23.1 %	21.5 %
民間企業が自主的にサイトブロッキングを検討し始めた	19.6 %	20.6 %	21.6 %	21.6 %	18.6 %
海賊版サイトの存在や被害の実態について社会の関心が高まった	46.0 %	46.5 %	45.4 %	43.3 %	38.6 %
新たな法制度の整備が必要だという理解が広がった	31.1 %	35.2 %	37.4 %	36.3 %	32.8 %
わからない	27.2 %	23.3 %	22.2 %	24.3 %	25.0 %

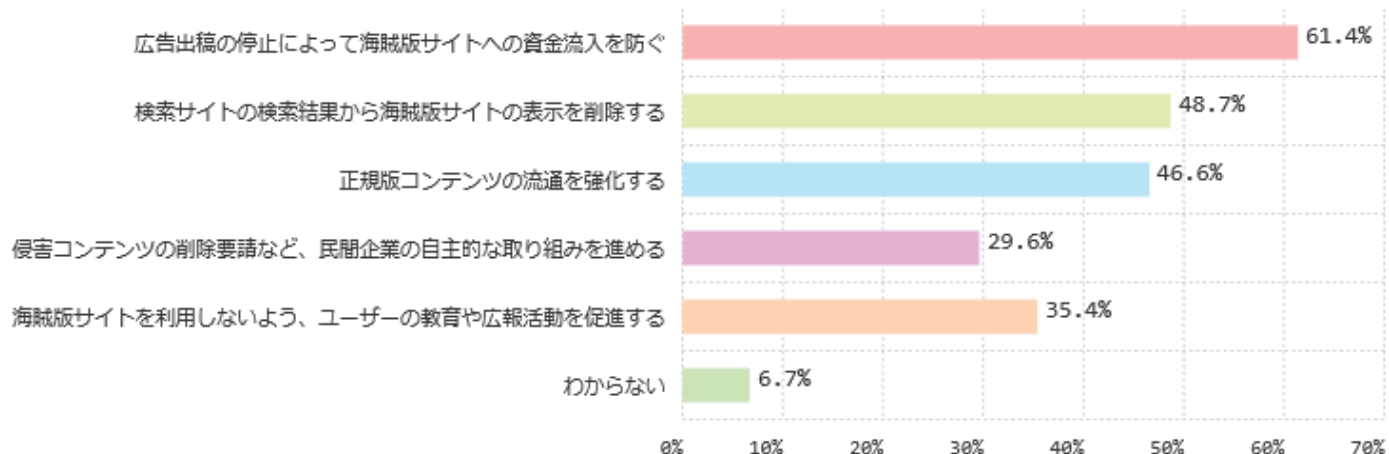
Q3 あなたは、他の対策とともに、法制度の整備による海賊版サイトへのアクセス遮断が必要だと考えますか、考えませんか。



考える	62.0 %
考えない	20.4 %
わからない	17.5 %

	10代以下	20代	30代	40代	50代以上
考える	66.0 %	62.3 %	62.0 %	62.0 %	60.4 %
考えない	19.7 %	21.1 %	21.7 %	20.0 %	20.3 %
わからない	14.2 %	16.6 %	16.2 %	18.0 %	19.3 %

Q4 あなたは、アクセス遮断以外に有効な海賊版サイト対策は何だと考えますか。（複数選択可）



年代別

	10代以下	20代	30代	40代	50代以上
広告出稿の停止によって海賊版サイトへの資金流入を防ぐ	57.5%	63.3%	67.6%	66.4%	59.0%
検索サイトの検索結果から海賊版サイトの表示を削除する	53.4%	51.8%	53.5%	49.7%	44.4%
正規版コンテンツの流通を強化する	52.9%	58.9%	51.4%	43.4%	41.1%
侵害コンテンツの削除要請など、民間企業の自主的な取り組みを進める	33.2%	32.8%	30.8%	30.5%	26.7%
海賊版サイトを利用しないよう、ユーザーの教育や広報活動を促進する	38.5%	34.3%	35.8%	37.2%	33.6%
わからない	8.3%	4.4%	4.2%	4.7%	8.0%

（参照元）ニコニコアンケート

海賊版サイト対策に関するアンケート結果

<https://enquete.nicovideo.jp/result/141>

海賊版緊急対策に関する意見書

【提出団体】

- インターネットコンテンツセーフティ協会、インターネットプロバイダー協会、テレコムサービス協会、電気通信事業者協会
- インターネットユーザー協会、主婦連合会
- モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）
- 情報法制研究所（JILIS）
- 安心ネットづくり促進協議会
- 全国地域婦人団体連絡協議会
- 日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）
- KADOKAWA
- コミック出版社の会
- コンテンツ海外流通促進機構（CODA）
- マンガジャパン
- 講談社
- 集英社
- 出版広報センター
- 日本経済団体連合会
- NGN IPoE 協議会
- 日本ペンクラブ
- 第二東京弁護士会
- 日本 IT 団体連盟
- 主婦連合会

著作権侵害サイトへの対策として
立法プロセスを経ずブロッキング施策を要請することについて

一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会
(理事団体)

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
一般社団法人テレコムサービス協会
一般社団法人電気通信事業者協会

インターネット上の海賊版サイトの問題について、政府がインターネット・サービス・プロバイダ (ISP) に対して「ブロッキング」によるアクセス遮断措置を要請する検討をしていることが報じられています。

漫画をはじめとした日本の優良なコンテンツ文化を保護育成して行く上で、海賊版サイトは許しがたく、海賊版サイト対策が必要であるということは通信業界においても共通の認識です。

ブロッキングは、権利侵害行為と一切関わりのない人を含めて、すべての利用者の通信の宛先を監視することを前提とするものです。これは国民の憲法上の権利でもある通信の秘密を侵害するものであり、ISP がこれを行うことは原則として電気通信事業法に違反する行為です。海賊版サイトのような違法な情報流通に対しては、削除や発信者の検挙など、違法行為を行う者への対応を行うべきで、受信者側の通信の秘密を害する方法は簡単に考えるべきではありません。

わが国における唯一のブロッキング実施例である児童ポルノ画像のブロッキングは、刑法上の「緊急避難」として実施可能なものとされています。これについては、児童の権利と国民の通信の秘密の関係、他に取りうる手段の有無などについて、政府と被害者保護団体だけでなく、憲法、刑法などの専門家はもちろん、ISP も多数参加し、慎重に議論を積み重ねた上で、児童の人格権侵害の重大性など、児童ポルノ特有の事情を根拠に「緊急避難」としての法的整理が行われたものであり、その間、児童に対する重大な権利侵害が継続していたにもかかわらず、少なくとも 2009 年から実際に実施に至る 2011 年まで数年の時間をかけています。今回、政府は海賊版サイトのブロッキングを、児童ポルノと同じ「緊急避難」と位置づけて要請すると報道されています。児童ポルノのときのような慎重なプロセスを飛ばして、著作権権利者団体と政府のみで拙速に結論を決めている点を深く憂慮致します。

また報道では、いくつかのサイトを政府が指定してブロッキングを要請するとされていますが、政府（行政権）がサイトの違法性を認定してブロッキングを要請する行為は、憲法が禁じる検閲にあたるおそれのある行為であり諸外国にも例がありません。先行実施国におけるブロッキングは、いずれも法律または裁判所の命令に基づき行われていることと比較すれば、法治国家としてのわが国の信頼を揺るがしかねないものと懸念されます。また、政府が簡単な手続きで特定の情報を「違法」と認定してブロッキングを要請し、それを受けた事業者が「自主的に」ブロッキングを実施する仕組みは、今後の他の情報（例えば政府への批判デモを呼びかける情報など）にも拡大するのではないかと懸念を生じさせ、そうなれば国民の政府に対する信頼を著しく損なうものとなります。

海賊版サイトは、あくまでも発信者への責任の追及や発信に利用されているサイトの閉鎖によるべきであり、仮にブロッキングという国民の権利に直接関係する手法を検討するのであれば、立法に向けた十分な議論がなされるべきです。



一般社団法人インターネットユーザー協会

ホーム | プロジェクト | 組織概要 | ブログ | プレスリリース

検索する

MIAUをサポートする

MIAU > [プレスリリース](#) > 政府による海賊版サイトへのブロックング要請に反対する緊急声明

Project

著作権

表現の自由

透明性

プライバシー

情報リテラシー

プレスリリース

2018.04.11

情報リテラシー

著作権

表現の自由

透明性

政府による海賊版サイトへのブロックング要請に反対する緊急声明

一般社団法人インターネットユーザー協会は、[主婦連合会](#)と共同で、政府による海賊版サイトへのブロックング要請に対して、下記の共同声明を発表しました

2018年4月11日

政府による海賊版サイトへのブロックング要請に反対する緊急声明

一般社団法人インターネットユーザー協会
主婦連合会

インターネット上で著作物を違法に配布する海賊版サイトへの対策として、政府がアクセス遮断措置（以下ブロックング）を検討していることが[報じられています](#)。私たちはインターネット利用者の利益を著しく損なうこの検討を強く憂慮し、その実施に強く反対します。

政府による情報遮断の典型例に

特定サイトへのアクセスを政府からの要請でISP（インターネットサービスプロバイダ）に遮断させるブロックングは、全ての通信を監視し特定サイトへのアクセスを選別する手法以外では実現されません。これは国民の憲法上の権利である通信の秘密を侵害し、電気通信事業法とも齟齬を来たします。

2011年の児童ポルノのブロックングに関する決定では、通信の秘密の観点からも深く議論され、「通信の秘密は侵害するが被害児童の人権を守る他の手段がない場合は緊急避難の法理で違法性は無い」と判断され児童ポルノサイトのブロックングが導入されました。しかし、今回検討されている著作物の違法アップロードサイトが毀損する権利は財産権であり、直ちに生命や身体に関わらない財産権保護のために緊急避難を違法性阻却事由としてブロックングを実施するのは不相当であると多数の法曹関係者から指摘されています。

さらに現在検討されているブロックングの遮断対象は、立法ではなく、国会審議も経ず、与党内の同意のみで、内閣が閣議決定し、政府の独断で選定されたものです。これは憲法で禁じられた通信の秘密の侵害はもちろん、同じく憲法で禁止された検閲行為につながるものであり、言論の自由にも大きな影響を与えます。「人々に悪影響を及ぼす」という政府の独断のみで、国民の検証プロセスも経ないまま情報を遮断する手続きは、民主主義を掲げ表現の自由を尊び、知財大国として世界をリードしようとする我が国において、決して許されるものではありません。

時代に合わない技術と消費者への危険性

ブロックングは、新技術の開発や普及により効果が限定的になりつつあります。2018年の現在では常時暗号通信（HTTPS）が一般化し、正当性を確認するDNSSECの普及も進みました。DNSによるブロックングは15年近く前に開発され、技術的な有効性には当時から疑義が示されていました。2018年に打ち出す対策としてはそもそも時代遅れではないでしょうか。加えて海外のDNSを利用するスマホアプリなどが配信されてしまえば、国内のISPにブロックングを要請しても完全に無意味なものとなるでしょう。

ブロッキングの迂回が習慣化した場合、悪意あるDNSサーバをユーザーに設定させることで中間者攻撃を行うサイバー犯罪が増加する可能性があります。これは全消費者、特に未成年者を、これまでにないサイバー犯罪リスクの元に置くこととなります。


ブロッキングは海賊版対策の先送り


最大の問題は、これだけの法的・技術的・社会的リスクを冒してブロッキングを行なったとしても、大元海賊版サイトが消えるわけでも著作権者の財産権が回復されるわけでもないことです。

私たちは、海賊版サイトを容認するために、この政策の危険性を指摘しているわけではありません。『漫画村』を代表とする海賊版サイトは、著作権侵害のみならず、詐欺サイトへの誘導やマルウェアの脅威など、消費者を様々な危険に晒します。『漫画村』のような悪意あるサービスの撲滅には、まずは適切な司法手続が必要です。そして、クリエイターへの適切な対価の還元やコンテンツへの多様なユーザーニーズに合わせたサービスを積極的に開発していくことが、こうした海賊版サイトの最終的な撲滅へとつながる王道の道筋でしょう。この問題の最終的な解決には、権利者団体だけでなく、IT業界から消費者団体までさまざまなステークホルダーが協力しあわねばなりません。

我が国の未来に禍根を残すようなブロッキングの導入は回避するべきです。

Tags :

f  B! G

[ページトップへ](#) 



[連絡先](#)



公式facebookページ



公式twitter



ニコニコチャンネル



YouTube

2018年4月11日

報道関係者各位



一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

インターネット上の漫画海賊版サイトの
ブロッキング要請に対する
EMA の意見

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（略称「EMA」）は、民間の第三者機関として、青少年の発達段階に応じた主体性を確保しつつ、違法・有害情報から保護し、健全なモバイルコンテンツの発展を促進する立場から、本日、別紙のとおりインターネット上の漫画海賊版サイトのブロッキング要請に対する意見書を提出させていただきます。

【別紙】ブロッキング要請に対する意見書

http://www.ema.or.jp/press/2018/0411_02.pdf

本プレスリリースに関するお問合せ先
一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構
事務局 広報担当：岸原、清水
〒104-0031 東京都中央区京橋3-14-6 斎藤ビル2階
電話番号：03-6263-2550 FAX：03-6263-2551
<http://www.ema.or.jp/>
e-mail:info@ema.or.jp

ブロッキング要請に対する意見書

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）

インターネット上の漫画海賊版サイトの問題について、政府がインターネット・サービス・プロバイダ（ISP）に対して「サイトブロッキング」によるアクセス遮断措置を要請する検討をしていることが報じられています。

漫画をはじめとした我が国の優良なコンテンツ文化を保護育成して行く上では、違法海賊版サイトの対策は重要であるということは理解します。

しかしながら、サイトブロッキングは、権利侵害行為と一切関わりのない人を含めて、すべての利用者の通信の宛先を監視し、アクセスを遮断するもので、憲法上の権利でもある通信の秘密及び国民の表現の自由、知る権利を侵害する可能性があります。政府は海賊版サイトのブロッキングを刑法上の「緊急避難」と位置づけて実施を要請するとされていますが、法的に緊急避難の要件を満たすとも考えられず、通信の秘密の例外にできる正当な理由はありません。

我が国における唯一のブロッキング実施例である児童ポルノのブロッキングは、児童の権利と国民の通信の秘密の関係、他に取りうる手段の有無などについて慎重に検討したうえ、児童の人格権侵害の重大性など、児童ポルノ特有の事情を根拠に緊急避難が成立しうるとの整理により実施されたものですが、かかる整理は、著作権のような財産的損害にまで適用されるものではありません。

違法な情報流通に対しては、削除や発信者の検挙など、違法行為を行う者への対応を行うべきで、受信者側の通信の秘密を害する方法は簡単に考えるべきではありません。

また報道では、いくつかのサイトを政府が指定してサイトブロッキングを要請するとされていますが、政府（行政権）がサイトの違法性を認定してサイトブロッキングを要請する行為は、事実上の検閲を要請するものであり、諸外国にも例がありません。先行実施国におけるサイトブロッキングは、いずれも法律または裁判所の命令に基づき行われています。国民に広く影響を与えるサイトブロッキングのような行為を行政権がきちんと広く議論を行うことなく、実施を要請するようなことは法の支配の観点から見てもとても容認できないものと考えます。

EMAとしては、従来、ネット上の表現の自由・知る権利を確保しつつ、ネット上での青少年の保護に取り組んできました。今回の要請で想定されているDNSブロッキングの手法によれば、小中学生などが不用意な回避行動をした結果、偽DNSに接続するなど、セキュリティ上の危険が生じることがある可能性も懸念されており、上記のような不適切な方法によって実施されたサイトブロッキングにより、青少年が被害に合うようなことは避けるべきことです。無許諾の著作物を無料で閲覧可能にするようなサイトはセキュリティ上も問題であるため、今回問題とされているサイトは、既にフィルタリングの対象とされています。とすれば、フィルタリングを広く普及させることが、ネット上の青少年の安全の確保に資すると共に、著作権者の利益を守ることに資するとEMAとしては考えています。

以上

平成 30 年 4 月 11 日

各 位

所在地：東京都文京区弥生二丁目 1 1 番 1 6 号
(東京大学大学院工学系研究科総合研究機構内)
団体名：一般財団法人 情報法制研究所
代表者：理 事 長 鈴木 正朝
U R L : <http://www.jilis.org/>

著作権侵害サイトのブロッキング要請に関する緊急提言の発表

一般財団法人情報法制研究所（東京都文京区、理事長：鈴木正朝、以下 JILIS）は、JILIS 情報通信法制研究タスクフォースにおきまして、現在政府において検討されているプロバイダに対する著作権侵害サイトのブロッキング要請について、研究者による法的な検討を行い、このようなブロッキング要請を行うことについての緊急提言をとりまとめましたので、お知らせいたします。

本提言については下記の通りです。

提言作成日：平成 30 年 4 月 11 日

提言作成者：一般財団法人情報法制研究所（JILIS）情報通信法制研究タスクフォース

TF 構成メンバー：研究主幹 曾我部 真裕（JILIS 理事、京都大学教授）

構 成 員 穴 戸 常 寿（JILIS 理事、東京大学教授）

構 成 員 新 保 史 生（JILIS 参与、慶應義塾大学教授）

構 成 員 丸 橋 透（JILIS 上席研究員、明治大学教授）

構 成 員 成 原 慧（JILIS 上席研究員、九州大学准教授）

構 成 員 森 亮 二（JILIS 上席研究員、弁護士）

オブザーバ 鈴木 正朝（JILIS 理事長、新潟大学教授、理化学研究所 PI）

オブザーバ 江口 清貴（JILIS 専務理事）

オブザーバ 玉井 克哉（JILIS 参与、東京大学教授、信州大学教授）

オブザーバ 板倉 陽一郎（JILIS 参与、弁護士）

オブザーバ 上沼 紫野（JILIS 上席研究員、弁護士）

オブザーバ 加藤 尚徳（JILIS 研究員）

主要研究テーマ：個別の具体的なケースを基礎に、主に「通信の秘密」の観点から検討を行うと共に、問題解決に向けて具体的な提言を行う。ネットワークブロッキングについて昨今大きく問題視されてきていることから、本件について産学等で意見交換を行いつつ、憲法及び電気通信事業法等を踏まえて諸外国の立法例等も参照しながら問題点を洗い出すとともにその解決策を検討し提言する。

著作権侵害サイトのブロッキング要請に関する緊急提言

平成 30 年 4 月 11 日

一般財団法人情報法制研究所

情報通信法制研究タスクフォース

(研究主幹：曾我部真裕)

このたび政府において検討されているプロバイダに対する著作権侵害サイトのブロッキング要請（以下、「本件要請」という。）には、以下の通り、法的に見て大きな問題があり、このような要請を行うことは差し控え、立法前の要請の可否、ブロッキングという措置自体の是非も含めて改めて冷静な議論を行うよう緊急に提言する。

1. 「緊急避難」(刑法 37 条) の要件充足性に関する疑問

日本国憲法 21 条 2 項後段は、「通信の秘密は、これを侵してはならない。」と定めている。その趣旨を踏まえ、電気通信事業法は、電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は侵してはならないと定めた上で（同法 4 条）、通信の秘密の侵害に対して罰則を課している（同法 179 条）。そして、ブロッキングは、ユーザーのアクセス先のサイトをプロバイダが逐一確認してそれがブロッキング対象のサイトである場合にアクセスを

遮断するものであるから、通信の秘密の「知得」「窃用」の構成要件に該当する。このようなブロッキングは、問題のサイトへアクセスしようとした利用者だけでなく、利用者一般の通信の秘密を「知得」するという点で、典型的な通信の秘密の侵害に当たる。例えば、現在自主的な取組として行われているマルウェア感染サイトへのアクセス遮断も、ブロッキング同様、機械的にアクセス先を確認するものであり、利用者本人の明確かつ事後的に撤回可能な同意の下ではじめて、その適法性が許容されてきた。こうした厳格な要件が課されているのは、このような措置が通信の秘密の侵害に該当するからにほかならない。

この点、本件要請においては、緊急避難（刑法 37 条）として違法性が阻却されるため法的には問題がないと整理されているようである。しかし、緊急避難が認められるためには現在の危難、補充性、法益権衡といった要件が必要であるところ、本件要請の想定するブロッキングがこれらを充たすかどうかには疑問が多い。例えば、補充性要件に関連して、警察による摘発や被害者による法的措置の努力が十分に行われているのかどうか不明であるし、法益権衡要件に関しては、著作権という財産権が当然に利用者一般の通信の秘密に優位するといえるのか疑問である。なお、ブロッキングによる通信の秘密の侵害は、通信の遮断すなわち通信の自由（通信を通じて情報を摂取する自由）そのものの侵害をも伴う重大なものであることに留意すべきである。

確かに、現在も児童ポルノに関し、通信事業者の自主的な取組として同様の法的構成

でブロッキングが行われているが、そもそも児童ポルノの流通自体が児童の人格に対する重大かつ回復不可能な侵害であることに加え、次に述べるようにブロッキング基準を定めて一定以上の悪質な児童ポルノサイトのみ対象とするなど、緊急避難の要件の充足に疑義のないよう慎重な考慮がなされている点を看過すべきではない。

なお、児童ポルノのブロッキングは、通信事業者が自主的に設立した独立の民間団体（ICSA）がブロッキング基準にしたがい、実際のブロッキングの対象とされる個々のサイトを客観的、公正かつ慎重に判断している。これに対して、本件要請は、政府が3つの著作権侵害サイトの具体名を挙げて削除を要請する予定といわれており、憲法の禁止する政府による検閲（憲法 21 条 2 項前段）に該当するおそれがあることにも、留意が必要である。

2. 法治国家原理からの逸脱

個人の権利を制限し、あるいは義務を課すためには法律（又はその具体的な委任を受けた命令）に基づかなければならない。この法治国家（法治主義、法の支配）原理は、日本国憲法 41 条等で定められている重要な原理である。法律という形式によることによって、国民代表である国会議員による公開の場での審議が行われ、また、その内容に問題があれば裁判所による違憲審査等のチェックを通じて国民の権利・自由が守られることになる。しかし、本件要請は次の点において法治国家原理からの逸脱と言わざるを得ず、問題が大きい。

すなわち、本件要請は政府の高いレベルでの検討に基づく重みのあるものであり、プロバイダに対しては事実上の義務付けとして機能することが意図されており、実際、そのように機能するだろう（そうでなければ、要請する意味がない。）。にもかかわらず、国民代表たる議員による審議がなされず、行政府での検討においてさえ、議事録の一部が公開されないなど、公開性にも欠けるところがある。しかも裁判所による事後的なチェックも十分にはなされないと見られる（緊急避難が成立するかどうかという点は判断されうるが、ブロッキングのスキーム全体に対して裁判所の審査が及ぶ可能性は低い。）。

1でも触れたように、ブロッキングは通信の秘密や通信の自由を侵害し、さらには検閲にも該当しうる重大な措置であり、政府がそれを（事実上）義務付けることが仮に可能であるとしても、そのための要件や手続について法令による慎重な制度設計が必要不可欠である。

以上の問題点は、本件要請を法律制定までの緊急措置だと位置づけたとしても解消されない。むしろ、十分な検討期間がありながら緊急性を理由に法律という形式を潜脱することは、法治国家原理からの深刻な逸脱と理解せざるを得ない。

3. 通信の自由を支えるプロバイダに対する不合理な負担

ブロッキングの実効性については、懐疑的な声が多い。とりわけ、現在の児童ポルノブロッキングで主流となっている DNS ブロッキング方式については、これまでもユー

ザーに知識があれば回避可能であるとされていたことに加え、最近では回避のための技術的な手段が開発されているため、仮にブロッキングを実施したとしても十分な効果は期待できない。

これに対して、そうだとした場合にも一定の効果はあるのだから、本件要請の必要性を否定する必要はないという考え方もあるかもしれない。しかし、こうした考え方はプロバイダに生じる運用面のコストのみならず、ブロッキングに対する訴訟提起や刑事告訴・刑事訴追のおそれ等の負担を考慮していない点で問題がある。プロバイダはインターネットによる通信の自由を支える現代社会において不可欠なインフラであり、それに不合理な負担を課すことによってプロバイダの活動に悪影響を及ぼすことになれば、ユーザーに対する通信の自由にも負の影響が懸念される。

なお、URL ブロッキング方式は現在のところ回避が困難であるとされるが、同方式の導入・維持には多大なコストを要し、本件要請によって求めうるものではないことは言うまでもない。

4. 結論

著作権保護の重要性を否定するものではないが、本件要請には以上のような重大な法的問題点があることから、政府においては、このような要請を行うことは差し控え、ブロッキングという措置自体の是非も含めて改めて冷静な議論を行うよう提言する。

最後に、本件要請が容認されるということになれば、今後、様々な違法サイトに対す

るブロッキング要請を否定することが困難になり、本提言で指摘したような問題がますます深刻になり、通信の秘密・自由や検閲からの自由、法治国家原理が危機にさらされるおそれすらあることを指摘しておく。

以 上

本件についての問い合わせ先

一般財団法人情報法制研究所 専務理事／事務局長 江口清貴
東京都千代田区永田町二丁目17-17 AIOS 永田町312号室
電話番号；070-3811-9024 E-mail：jilis@jilis.org

Q&A

Q

一般財団法人情報法制研究所とは？

A

2016年に情報法制に関する研究と政策提言を目的として設立された研究組織です。学を中心として政官産民の連携を図りながら、日本の将来を見据えた合理的な政策提言を行う実践的な活動を行うことを目指しています。

「情報法制」とは、法学分野に限定することなく、情報工学、経済学、経営学、政治学、社会学、情報学、教育学といった広い視点から学際的に「情報に関する政策論」も視野に入れた広い意味を込めて使っています。

Q.

「DNSにおける名前解決のプロセスは通信の秘密の対象では無いことからDNSブロッキングは通信の秘密を侵害するものではない」とする見解があるが、これについてはどう考えるか？

A

この見解は、誤りです。理由は以下の2点です。

第一に、利用者がウェブサイトへアクセスしようとする際に、名前解決のプロセスとその後の通信を意識して区別することはなく、両者は一体として把握されるべきです。

第二に、利用者は名前解決のプロセスにおいて「アクセス先」をプロバイダに伝えますが、一般に、アクセス先に関する情報が通信の秘密の保護の下にあることについては争いがありません。名前解決の場面においてプロバイダに委ねられたアクセス先に関する情報を保護の対象外とすることは極めて不合理です。

一般財団法人情報法制研究所（JILIS）情報法制研究タスクフォース「著作権侵害サイトのブロッキング要請に関する提言」（2018年4月11日）に賛同します。

賛同者（平成30年4月11日23時現在）※順不同

高木浩光	JILIS 理事
実積寿也	JILIS 理事 中央大学教授
上原哲太郎	JILIS 理事 立命館大学情報理工学部教授
奥村裕一	JILIS 理事 東京大学公共政策大学院客員教授
鳥海不二夫	JILIS 理事 東京大学大学院工学系研究科准教授
小向太郎	JILIS 参与 日本大学危機管理学部教授
湯浅壘道	JILIS 参与 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授
山本龍彦	JILIS 参与 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
折田明子	JILIS 上席研究員 関東学院大学准教授
橋詰卓司	JILIS 研究員
生貝直人	JILIS 研究員 東洋大学准教授
寺田眞治	慶應義塾大学 SFC 研究所／上席所員
木下昌彦	神戸大学准教授
壇俊光	北尻総合法律事務所／弁護士
清水陽平	法律事務所アルシエン／弁護士
城所岩生	国際大学 GLOCOM 客員教授・米国弁護士
庄司昌彦	国際大学 GLOCOM 准教授／主任研究員
境眞良	国際大学 GLOCOM 客員研究員
楠正憲	国際大学 GLOCOM 客員研究員
奥村徹	弁護士／大阪弁護士会
日置巴美	弁護士法人内田・鮫島法律事務所／弁護士
中澤佑一	弁護士法人戸田総合法律事務所／弁護士
水野祐	シティライツ法律事務所／弁護士
伊藤雅浩	シティライツ法律事務所／弁護士
平林健吾	シティライツ法律事務所／弁護士
寺田麻佑	国際基督教大学准教授
荻野幸太郎	NPO 法人うぐいすリボン／理事
中川譲	多摩大学情報社会学研究所研究員
亀井源太郎	慶應義塾大学法学部教授
佐藤一郎	国立情報学研究所・情報社会相関研究系教授／副所長
井桁大介	あさひ法律事務所／弁護士 JCLU 理事

山口貴士	リンク総合法律事務所／弁護士・カリフォルニア州弁護士
クロサカタツヤ	株式会社 企 代表取締役 慶應義塾大学大学院特任准教授
吉村伸	多摩大学教授 グラフィ(株)代表
吉田憲	弁護士
藤田卓仙	慶応義塾大学 特任助教
河崎健一郎	早稲田リーガルコモンズ法律事務所／弁護士
大屋雄裕	慶應義塾大学法学部教授
沢田登志子	一般社団法人 EC ネットワーク／理事
山内貴博	長島・大野・常松法律事務所／弁護士・弁理士
高橋郁夫	駒澤総合法律事務所／辯護士
香月啓佑	一般社団法人インターネットユーザー協会／事務局長
橋本誠志	徳島文理大学総合政策学部専任講師
鈴木雄一	信州大学経法学部特任教授
高木篤夫	ひかり総合法律事務所／弁護士
八田真行	駿河台大学准教授
作田知樹	メディア・デザイン研究所
南竹要	横浜パーク法律事務所／弁護士
津田大介	ジャーナリスト／メディア・アクティビスト
井出明	金沢大学国際基幹教育院准教授
大橋鉄雄	フリーランス編集者
奥野弘幸	弁護士／大阪弁護士会
町村泰貴	成城大学法学部教授
望月克也	銀座共同法律事務所／弁護士

ブロッキング要請に対する意見書

安心ネットづくり促進協議会

会長 新美 育文

インターネット上の海賊版サイトの問題について、政府がインターネット・サービス・プロバイダ(以下「ISP」)に対して「サイトブロッキング」によるアクセス遮断措置を要請する検討をしていることが報じられています。

安心ネットづくり促進協議会(以下「安心協」)は設立以来これまで、青少年の子供たちへの安全なネット環境を目指し、保護者、教育関係者、ネット業界、NPO、関係省庁らが集まって、普及・啓発活動を行ってきました。その立場からも、現状の海賊版サイトの問題はもちろん重要な問題のひとつとは認識しています。

サイトブロッキングは、権利侵害行為と一切関わりのない人を含めて、すべての利用者の通信の宛先を監視したうえで、一部のアクセスを遮断するものですが、これは国民の憲法上の権利でもある通信の秘密を侵害するものであり、ISPがこれを行うことは原則として電気通信事業法に違反する行為です。

日本において唯一のサイトブロッキング実施例である児童ポルノのブロッキングについて、安心協では、児童の人格権侵害の重大性など児童ポルノ特有の事情を鑑みた上、児童の権利と国民の通信の秘密の関係、他に取り得る手段の有無などを慎重に検討した上で、児童ポルノに限定すれば、サイトブロッキングによるISPの通信の秘密の侵害に対しても緊急避難が成立しうる旨の報告を行っているところであり、その際、著作権など他の権利侵害にはおよそ流用できないことが明確に示されています(下記報告書をご覧ください)。

<https://www.good-net.jp/files/original/201711012219018083684.pdf>

安心協は、このような検討の結果を総務省の有識者会議である「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」に報告し、同研究会から承認を得ています。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000137400.pdf

政府は海賊版サイトのブロッキングを緊急避難として実施を要請するとのことですが、上記のとおり、海賊版サイトのサイトブロッキングが法的に緊急避難の要件を満たすとは考えられず、通信の秘密の例外にできる正当な理由はありません。

また報道では、いくつかのサイトを政府が指定してブロッキングを要請するとされていますが、政府(行政権)がブロッキングの対象を決める行為は、憲法で禁止される検閲にあたる恐れがあります。安心協がブロッキングの可否について検討することができたのも、現在、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会(ICSA)が児童ポルノブロッキングのアドレスリストの管理をしているのも、すべてこれらの団体が民間団体であるからこそであり、政府(行政権)がこれを行うことはあってはならないのです。

さらに、「要請」という法的根拠がはっきりしない行為で事実上ブロッキングを強要することは、諸外国にも例がありません。先行実施国におけるブロッキングは、いずれも法律または裁判所の命令に基づき行われています。

安心協としては、緊急避難としての児童ポルノを除き、他の権利侵害対策として通信事業者が政府の要請に基づき何ら法的根拠なくサイトブロッキングを行うことに対しては、児童ポルノに対するブロッキングの検討を十分に行った者として反対いたします。少なくとも、ブロッキングによって最も影響を受ける国民と問題意識を共有したうえで、対策についての十分な議論と必要な法整備等を行った上で、行動するべきと考えます。

以上

ブロッキング要請に関する意見書

全国地域婦人団体連絡協議会
会長 柿沼トミ子

全国地域婦人団体連絡協議会は、1952年設立の地域女性団体の全国連絡組織で、47都道府県1政令指定都市の地域女性団体が、暮らしに関わる様々な課題に取り組んでおります。

インターネット上の漫画海賊版サイトの問題について、政府がインターネット・サービス・プロバイダ(ISP)に対して「サイトブロッキング」によるアクセス遮断措置の要請(以下、「本要請」)を行う旨の検討がされていることが報じられ、大変に驚いています。

漫画をはじめとした日本の優良なコンテンツ文化を保護育成して行く上で、違法海賊版サイトの対策は重要であるということは理解しています。しかしながら、インターネットを利用するユーザーとして、日本国民として、本要請には以下の点から賛同できません。

1 私たちの通信の秘密が侵害される手段であること

「サイトブロッキング」は、権利侵害行為と一切関わりのない人を含めて、すべての利用者の通信の宛先を監視したうえで、一部のアクセスを遮断するものです。例えば、私たちが電話をかけるときの宛先をすべてチェックした上、特定の番号に電話をかけようとした場合には、その通信を切断してしまう、という強引な手段をとるものです。

私たちが、インターネット等の通信を安心して利用できるのは、憲法上の権利でもある通信の秘密が通信事業者によって守られており、私たちがインターネットにおいてどこのサイトにアクセスしているかなどの情報を不当に取得され、利用されることがないということを信じていられるからです。

児童ポルノのサイトに対してのみは、現在、通信事業者が自主的にサイトブロッキングを行っていることは理解していますが、これについては、児童ポルノの被害の重大性に鑑み、「緊急避難」によるものと整理されています。この限りでは、私たちユーザーとしても、通信の秘密について一部を侵害されてもやむを得ないとは考えています。しかしながら財産的損害である著作権侵害と児童ポルノの被害とは、とても、同等と評価されるものではないため、児童ポルノに対するサイトブロッキングが行われていることは、私たちの通信の秘密が害されることに対する根拠とはなりません。

2 私たちの意見が何ら考慮されていないこと

報道によれば、日本政府がサイトブロッキングを通信事業者に要請することとされています。このよ

うなサイトブロッキングの検討の過程において、通信の秘密を侵害される当事者である私たちユーザーの声は一切反映されていません。

国民の代表者である国会での議論もなく、また、対象サイトにおける情報の違法性に関する裁判所の判断すらなく、当事者であるユーザーの意見を無視して、サイトブロッキングが実施されることについては、私たちとしては強く反対をします。

先に述べたとおり私たちは著作物の享受者でもあり、著作権保護の必要性を無視するものではありませんが、その保護の方法については、当事者を交えた議論の上、必要とされた方法を実施されるべきと考えます。

3 政府が対象サイトを指定してアクセスを遮断することは事実上の検閲であること

本要請では、政府がサイトブロッキングの対象サイトを指定することとなっています。これは、即ち、政府がその裁量において情報発信の中断を求めるということであり、事実上、憲法で禁止された検閲に当たる行為であると考えます。検閲は、表現の自由、知る権利に対する重大な制約となり、ひいては民主主義の根幹すら揺るがしかねない行為であるからこそ、検閲の禁止が憲法上うたわれているものです。私たちは、このような形で事実上の検閲が行われることはとても容認することができないと考えます。

4 回避手段等によりユーザーが被害を受ける虞があること

著作権者の許諾なく、著作物を無料で閲覧可能にするようなサイトは、未成熟な青少年による利用の可能性があります。報道によれば、本要請により検討されているサイトブロッキングの手法は“DNSブロッキング”という方法とされていますが、かかる方法は回避が容易であることが既に指摘されており、このような回避手段を青少年が安易に利用することが考えられます。私たちは、青少年が不確かな情報により、不用意な回避行動をした結果、偽DNSに接続するなど、セキュリティ上の被害が発生する可能性についても強い危惧を抱いており、検討されている手段自体の適切性にも疑問を抱かざるを得ません。

もし、このような法的根拠すら曖昧な本要請により、通信事業者が私たちの通信の秘密を侵害するサイトブロッキングを実施するのであれば、ユーザーとしては、通信事業者に対する権利行使すら考える必要があると思っていることも申し述べておきます。

以上

2018年4月12日

各位

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
理事長 後藤滋樹

政府によるサイトブロッキング要請報道への当センターの見解

インターネット上で漫画や雑誌を無料で読める海賊版Webサイトに対するアクセスを遮断(ブロッキング)するよう、政府がインターネット接続事業者に要請する調整がなされているとの報道がありました。

現在のグローバルインターネットでは、さまざまな事情により、局所的・地域的に何らかの制限が通信に対し加えられていることがあります。日本国内では、やむを得ず、悪意を持ったインターネットの利用に対応するため、一部の通信を選択的に停止することが行われておりますが、このような行為はインターネット全体に影響を及ぼさないように慎重な配慮と厳密な要件の下で行われています。分け隔てなくあらゆる場所で人やモノ同士を通信可能にするインターネットの安定運用は、インターネットに接続する組織や個人の絶え間のない努力によって実現されています。

一般的にブロッキング等の意図的な通信制御は、可用性の低下を招く危険性があり、結果として、インターネットの円滑な運営が損なわれることがあります。

インターネット上での他者への権利侵害は適切に対応されるべきです。しかし権利を侵害する情報流通を防止するための措置としてブロッキングを用いることについては、従来さまざまな議論が尽くされて実装されてきたことと同様に、法的および技術的見地に基づく慎重な検討および厳密な要件の適用が必要だと考えます。

▲
頁
先
頭
へ

以上

▲
頁
先
頭
へ

2018年4月13日
株式会社 KADOKAWA

政府による海賊版サイトに対する緊急対策の決定について

本日4月13日午前、政府の知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議において、海賊版サイトに対する緊急対策が決定されました。これを受けて当社は以下の緊急声明を発表いたします。

当社は、近年急速に悪質度合いを高めている海賊版サイトに対して、業界各社とも連携し、プロバイダ責任制限法に基づく削除要請の実施、警察と連動した取り締まり、海賊版サイトの主要な収入源であるオンライン広告の制限要請など様々な対策を施してまいりました。しかし、次から次へと手法を変えて発信される海賊版サイトの横行に対して、現行制度においてできることは限られているうえ、その効果も限定的であり、解決の糸口すら見つかっておりません。

日本が世界に誇るコンテンツ産業は、多額の資金と、作家や漫画家、映画監督、作曲家などの著作者やクリエイターをはじめとする多くの人の才能と努力のうえに成り立っております。このまま海賊版サイトの横行を許せば、コンテンツに正当な対価を支払う習慣が失われ、コンテンツ創出のインセンティブは損なわれ、日本のコンテンツ産業の弱体化や知的財産創出力の減退を招き、ひいては日本の文化力の低下につながってまいります。

今回の政府の決定は、コンテンツ業界が長年苦しめられてきた海賊版被害の食い止めに大きく寄与するものであるとともに、海賊版問題の抜本的な解決に向けた大きな一歩であると考えます。これを機に、サイトブロッキングを含めた具体的かつ効果的な法制度が整備されることを強く希望いたします。

海賊版サイトをはじめとする悪質な著作権侵害行為に対して、当社は今後も関係各機関と連携しながら断固として戦う姿勢で厳しく対応してまいります。

【本件に関するお問合せ先】

株式会社KADOKAWA 広報課
E-mail: pr-dept@kadokawa.jp

海賊版サイト対策に関する緊急声明

4月13日午前、政府は知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議で、海賊版サイトへの緊急対策を決定しました。

政府が、海賊版サイトによる著作権侵害、コンテンツ産業に及ぼす被害は甚大であり、コンテンツ創出の基盤を揺るがす事態であると認識したことは、海賊版対策において大きな一歩と感じております。

マンガが作り出される現場に立ち会うものとして、漫画家の努力と才能に対して支払われるべき正当な対価が、海賊版サイトに奪われている事実に対して、強い憤りを感じております。

今後、より効果的な対策が講じられることを強く望みます。

コミック出版社の会

秋田書店、宙出版、KADOKAWA、講談社、集英社、小学館、
少年画報社、新潮社、スクウェア・エニックス、竹書房、日本文芸社、
白泉社、双葉社、芳文社、リイド社



一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構

ENGLISH 中文

会員ページ

[トップページ](#)

[ニュース](#)

[組織のご案内](#)

[活動のご案内](#)

[リンク](#)

[お問い合わせ](#)

[CODAトップページ](#) » [ニュース](#) » [お知らせ](#) » 知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議における「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」の決定について

お知らせ

海外での著作権侵害事件

知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議における「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」の決定について

2018-04-13

昨今、アニメ・映画・放送番組・出版物などを違法に掲載したインターネット上の海賊版サイトによる被害が急速に拡大している状況において、我が国のコンテンツの知的財産保護のため、本日政府において「知的財産戦略本部会合・犯罪対策閣僚会議」が開催され、「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」が決定されたことを歓迎します。

CODAは、これまでも、インターネット上の権利侵害に対し、

- 自動コンテンツ監視・削除センターを通じた継続した削除要請の実施
- 諸外国政府・取締り機関を通じた行政・刑事手続きなどの権利行使
- 直接的な侵害対策のほか、広告業界への広告掲載の停止要請、検索事業者への侵害サイトの結果表示抑止の要請、セキュリティ関連企業と協力した注意喚起メッセージの表示などの間接的な対策
- 一般消費者に対する広報啓発

など、取り得るあらゆる対策を実施してきました。

しかしながら、こうした各種対策によっても対処しきれない悪質かつ巨大な海賊版サイトが登場し、被害が日々深刻化している状況です。

今回の政府の緊急対策は、我が国にコンテンツの知的財産を保護することを目的に努力をしておりますCODAはじめ加盟会員の今後に大いなる活力をもたらすものであり、深く感謝いたします。

CODAは、今後とも、コンテンツ産業の健全な発展のため取り組みを進めていく所存であります。

[<前へ](#)

[一覧ページに戻る](#)

[次へ>](#)

[ページトップへ](#)

CODAは知的財産権の保護に努めています



一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構

お知らせ

マンガジャパンとは

会員紹介

賛助会員・関連団体紹介

活動報告

お知らせ

入会・賛助会のご案内

お問い合わせ

[ホーム](#) [政府の海賊版サイトに対する措置を受けて](#)

政府の海賊版サイトに対する措置を受けて

著作物を違法に公開するサイトの存在は、出版文化に関わる努力を疲弊させています。本来、出版物の内容についてエネルギーを注ぐべき著作者や版元が、違法コピー対策に労力を割かなくてはならない現状は出版文化が持つ本来の「生み出す充実感」と程遠いものです。今回「違法サイトブロック」の措置が取られる動きについて、「生み出す側」としてはとても心強い支えだと受け止めました。しかし、同時に、そのような形でブロックすることが「表現の自由」を損なう方向につながるのではないかという不安も感じています。どういった形が民主主義と言えるのか？とても難しい問題です。完璧とは言えませんが解決に近づくシンプルな方法があります。閲覧者のみなさんが「違法コピーサイト」とわかったサイトにはアクセスしない—これが、違法サイトを存続させない有効な手段です。「ただで読めるのはトクだし楽だ」という楽しみ方は、新たな著作物の誕生を阻害します。一時の「楽、トク」という手軽さに流されない読者のみなさんの姿勢こそが、出版文化を支える力になります。どうか著作者や版元の努力を応援するという気持ちで「生み出す力」を支えていただければと思います。

以上

投稿日: 2018年4月13日 [http://www.manga-japan.net/?p=4575] | カテゴリー: お知らせ

[ホーム](#)

[マンガジャパンとは](#)

[会員紹介](#)

[活動報告](#)

[お知らせ](#)

[入会・賛助会のご案内](#)

平成 30 年 4 月 13 日

海賊版サイトについての緊急声明

平素より弊社の出版活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

本日 4 月 13 日午前、政府は知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議で「漫画村」等のいわゆる海賊版サイトへの対策を決定しました。これを受けて講談社は下記の緊急声明を発表いたします。

【この件に関するお問い合わせ先】 講談社広報室 TEL:03-5395-3410

コンテンツを違法に使用する海賊版がインターネット上で横行するパターンは複数存在しますが、いずれの形においても著作権侵害行為は著作者の不断の努力やその才能を踏みにじるものです。編集や流通の過程を含めたコンテンツ創造のサイクルを破壊する海賊版サイトは、今回、サイトのブロッキング対象として名前の挙がった 3 つの違法サイトだけでなく、そのほかにも依然として多数存在しております。

これらの違法サイトの運営者、関係者たちは、著作者ら多くのクリエイターの成果を許諾なく公開し、莫大な収益を得ています。一方、出版界ではコミックに限ってもこれまでに数兆円規模の被害を受けたと試算されています。この状態が続けば、コンテンツ産業は立ち行かなくなります。

昨年からは海賊版として名前の挙がってきた「Free Books」「漫画村」などは氷山の一角にすぎません。人気マンガや雑誌、書籍を違法にアップロードして摘発されるという事例がいま各地で頻出していますが、これらの多くが個人レベルの行為にとどまらず、組織的な犯罪であったという実態も次々と明らかになっています。繰り返しになりますが、現状を放置すれば、日本のコンテンツ産業を根底から破壊し、すぐれた才能を枯渇させることは明らかです。日本が誇るコンテンツ・ビジネスを未来に亘って発展させていくためには、ISP や流通事業者等のご協力も不可欠です。海賊版サイトを始めとするあらゆる権利侵害行為に対して、講談社は今後も刑事告訴や民事での提訴など断固たる姿勢で臨んでまいります。

海賊版サイトについての緊急声明

平成30年4月13日

集英社は長年、海賊版サイトに対して様々な対策をとってまいりました。

しかし、削除されたファイルの自動的な再アップロード、秘匿性の高い海外のサーバー利用などにより、対応は年々、困難になるばかりです。現在のような海賊版の横行が続けば、

魅力的な作品が次々に生まれる創造のサイクルは消滅します。

そのギリギリの状況で、今回「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」が示されたことは海賊版対策において大きな前進と考えます。

今後、実効性のある対策が整備されることを強く望みます。

もちろん、集英社としても、より使いやすい正規サービスを提供するなどの努力を継続し、また海賊版サイトなど悪質な侵害行為に関しては、これからも刑事・民事両面で厳しく対応してまいります。

【声明】 政府による海賊版サイトに対する緊急対策について

本日、政府の知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議において、海賊版サイトに対するブロッキングを促す緊急対策が決定されました。

これは政府が海賊版サイトの問題を、わが国のコンテンツ産業の基盤を揺るがす重大な問題と認識していることを示すものであり、出版界として歓迎します。

私たちは長年、海賊版サイトに対してできうる限りの対策を施してまいりました。しかし個社による対応では限界があり、法整備も含めたより効果的な対策の必要性を強く感じておりました。

今回の決定が、リーチサイトの違法化や、サイトブロッキングを含めた具体的かつ実効性のある法制度の整備につながることを強く希望します。

そして、著作者が心血を注いで創り上げた作品を適正な形で読者のみなさまにお届けするという出版界の役割を果たすため、正規版配信サービスをこれまで以上に充実させると同時に、海賊版サイトを含めた著作権侵害行為には、関係各機関と連携しながらこれからも厳しく対応してまいります。

2018年4月13日

出版広報センター

2018年4月13日
一般社団法人 日本経済団体連合会
産業競争力強化委員会
エンターテインメント・コンテンツ産業部会
部会長 依田 巽

インターネット上の海賊版対策に関するコメント

昨今、漫画・アニメなどを違法に掲載したインターネット上の海賊版サイトによる被害が急速に拡大している。こうしたなか、わが国のコンテンツの知的財産保護のため、政府の「知的財産戦略本部会合・犯罪対策閣僚会議」において、インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策が決定されたことで、悪質な知財侵害行為が減少するものと期待される。

悪質な侵害行為に対しては本来、法制度の整備によって対応すべきであり、政府には引き続き、検討を求めたい。当部会としても引き続き、コンテンツ産業の健全な発展のための取り組みを政府と連携しながら推進していく。

以 上

平成30年4月19日

海賊版サイトのブロッキングに関する声明

NGN IPoE協議会

会長 石田 慶樹

平成30年4月13日(金)に「知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議」が開催され、「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」が決定されました。これについて、犯罪対策閣僚会議のWeb(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/>)に掲載されている「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」の概要によりますと、

2. 特に悪質な海賊版サイトのブロッキングに関する考え方の整理

ブロッキングは、「通信の秘密」を形式的に侵害する可能性があるが、仮にそうだとした場合、侵害コンテンツの量、削除や検挙など他の方法による権利の保護が不可能であることなどの事情に照らし、緊急避難(刑法第37条)の要件を満たす場合には、違法性が阻却されるものと考えられる。

(※ただし、極めて重大な被害を拡大させている特に悪質な海賊版サイト以外の、違法・有害情報一般に関する閲覧防止措置として濫用されることは避けなければならない。)

3. ブロッキング対象ドメインについて

当面の対応としては、法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置として、民間事業者による自主的な取組として、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」の3サイト及びこれと同一とみなされるサイトに限定してブロッキングを行うことが適当と考えられる。

とされております。

しかしながら、事業者の自主的な取組において、違法性が阻却されるかどうかの判断は司法の場で下されるものであります。また、「極めて重大な被害を拡大させている」という点についても検証可能な十分なデータが提示されておられません。さらに「法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置」を行うとしても、法制度整備は立法の場で行われる必要があり具体的な内容や時期については何ら決定されたものは存在していません。

このような状況に鑑みるに、事業者が自主的な取組によりブロッキングを行うことは、通信の秘密の侵害のみならず、表現の自由の萎縮や実質的な検閲の導入を招きかねないものであります。ブロッキングという手段自体も様々な技術的・制度的課題を抱えており、実施に当たって混乱を招かないためには十分慎重に進める必要があります。ブロッキングの対象となるサイトについても、そのサイトを具体的に公表することはブロッキングの抜け道

を提供することにつながりかねない問題をはらんでいます。したがって、今般の自主的な取組による性急なブロッキングの実施には反対します。

海賊版サイトは、明確に他者の権利を侵害しており、決して許されるものではありません。それらのサイトの無効化を図り被害をなくすためには、司法、立法、行政さらにはコミュニティやグローバル・ガバナンスなどありとあらゆる機関・機能・方策を利用して犯罪を行っているサイトを停止すべきであり、ブロッキングの安直な導入に頼るべきではありません。

以上



The Japan P.E.N. Club

日本ペンクラブ



海賊版サイト問題に関する日本ペンクラブの考え方



The Japan P.E.N. Club

日本ペンクラブ

声明

📅 2018年5月16日 👤 JapanPENClub 💬 0

マンガやアニメ、文芸作品などを作者に無断で掲載する「海賊版サイト」をめぐる対応に関し、表現の自由の観点から以下の2点について憂慮し、関係各方面の熟慮と対応を求めたい。

・著作権を無視し、その対価を支払わずに運営されている違法な海賊版サイトは、断じて許されない。こうした行為が公権力によるより厳しい法規制を引き起こし、結果として社会全体の表現の自由を狭めることにつながることを憂慮する。

・違法サイトを止めるために、政府が“緊急事態”と称し、法的根拠に疑念のある対策を強行することを深く憂慮する。またウェブサイトの良し悪しを政府が一方的に決めるような手法についても、表現の自由と抵触する可能性がきわめて高く、深刻な問題があると考える。

2018年5月16日

一般社団法人日本ペンクラブ
言論表現委員会委員長 滝田誠一郎

く 対談 日本ペンクラブ吉岡忍会長×イングランドペン・フィリップ・サンズ会長「ノンフィクション作品の可能性」—『ニュルンベルク合流』をめぐって— 4月28日(土)東大本郷キャンパスで開催！（終了しました）

日本ペンクラブ第34回「平和の日」の集い「人 生きゆく島 沖縄と文学」 5月20日(日) 沖縄にて開催！（終了しました。御来場ありがとうございます。） >

カテゴリー

お知らせ

イベント・活動報告

共謀罪

国際ペンクラブ

声明

未分類

過去の記事

[サイトマップ](#)

[定款・事業報告書等・事業計画書等](#)

[よくあるご質問](#)

Copyright ©2017 日本ペンクラブ

政府による海賊版サイトへの緊急対策を受けての会長声明

2018年（平成30年）6月14日

第二東京弁護士会 会長 笠井 直人

18（声）第4号

政府の知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議は、本年4月、「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」を公表し、海賊版ウェブサイトへの対策として、政府が指定する3つの海賊版ウェブサイト及びこれと同一とみなされるウェブサイト限定して、民間事業者による自主的な取組としてブロッキングを行うことが適当である旨の見解を表明した（以下「本件政府決定」という。）。

本件政府決定を受け、自主的にブロッキングを実施する決定を行う民間事業者が出てきている（以下、本件政府決定を受けて行われる自主的ブロッキングを「本件ブロッキング」という。）。

しかしながら、本件ブロッキングが仮に実施された場合、以下で述べるとおり通信の秘密侵害罪が成立する可能性が高く、ひいては国民の通信の秘密を侵害するおそれがあり、許されるものではない。政府は、速やかに本件政府決定を撤回し、民間事業者は通信の秘密侵害罪にもなりうる自主的ブロッキングを差し控えるべきである。

通信の秘密は、個人の私生活の自由を保障し、自由なコミュニケーションの手段を保障するために必要不可欠な重要な権利であり、このため憲法第21条第2項後段は「通信の秘密は、これを侵してはならない。」と規定している。このような憲法の趣旨を踏まえ、電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密については、電気通信事業法第4条及び第179条により罰則付きの保護が与えられている。

本件ブロッキングは、通信の秘密侵害罪の構成要件に形式的に該当する可能性があり、そのような可能性については本件政府決定自身も認めているところであるが、本件政府決定は「緊急避難（刑法第37条）の要件を満たす場合には、違法性が阻却される」との見解を表明している。そして、本件政府決定は、刑法第37条の緊急避難について、①現在の危難、②補充性（やむを得ずにした行為であること）、③法益権衡の三要件全てを満たす場合に「特に悪質な海賊版サイトに関するブロッキング」をすることができる旨の見解も表明している。

しかしながら、本件政府決定は、「権利者が、①特に悪質な海賊版サイト運営者への削除要請、②検索結果からの表示削除要請、③サーバー管理者・レジストラへの削除要請・閉鎖要請、④インターネット広告の出稿停止要請、⑤特に悪質な海賊版サイトへの訴訟・告訴の対応等、考えられるあらゆる対策を取ったものの、当該サイト運営者側が、侵害サイトの匿名運営を可能とするサービ

スを利用すること等によって運営者の特定が実質的に困難なケースなどのように、いずれの対策も実質的な効果が得られない場合」に本件ブロッキングについて補充性の要件を充足する余地を示すが、現段階においては、権利者によりこれら①から⑤等のより侵害性の低い手段が尽くされたか疑問の余地がある。

さらに、法益権衡の観点からも、著作権は、児童ポルノのように重大かつ回復不可能な人格権の侵害を不可避免的に生じさせる場合に比べると、財産権であり被害回復の可能性もあることから、通信の秘密との間で法益の権衡を満たすかはなお疑問の余地がある。

以上のことから、本件政府決定で示された見解に基づく本件ブロッキングについては必ずしも緊急避難が成立するとはいえず、むしろ本件ブロッキングを実施した各プロバイダに通信の秘密罪が成立する可能性が高く、ひいては国民の通信の秘密を侵害するおそれがある。

通信の秘密の保護は、国民の安全かつ安心な通信のために不可欠の前提となるものであり、安易に侵害されてはならない。本件ブロッキングは法的根拠がなく、本件政府決定は、上記のとおり緊急避難による法的な正当化が困難であり、許されるものではない。

したがって、政府は、速やかに本件政府決定を撤回し、民間事業者は通信の秘密侵害罪にもなりうる自主的ブロッキングを差し控えるべきである。

他方、インターネット上の海賊版サイトによる著作権侵害の問題は重大であるから、法的な根拠のない政府決定等を行うことなく、国民に問題を提起して十分な議論を行い、インターネット上の著作権侵害の被害を防止するための立法措置を検討すべきである。

平 30 年 6 月 18 日

知的財産戦略本部 御中

日本 IT 団体連盟
政 策 委 員 会
委員長 別所 直哉

サイトブロッキングに関する要望書

今般、貴本部において著作権侵害サイト対策のための会議が設置され、サイトブロッキングを含めた対応について検討をするということですので、日本 IT 団体連盟として下記の通り当該検討の際に考慮いただきたい要望を提出させていただきます。

日本 IT 団体連盟は国内の主要な IT 関連団体が加盟する、参加企業数 5,000 社、従業員数 400 万人の団体であり、これまでも IT 関連政策の提言等を行ってきております。

今般のサイトブロッキングについては、法的見地からの論点は多くの方々がまとめられており問題が大きいことは既に明らかになっていると考えておりますので、弊団体からは実務上の視点からの指摘をさせていただきます。

まず最初に、著作権侵害サイト対策を講ずることは非常に重要だと考えているということを述べておきます。インターネットの普及により発生している様々な課題の中の一つとして対策は急務だという認識は、貴本部と同じだと考えております。しかしながら、自殺幫助サイトなど人の生命を奪う可能性の高いサイトや、リベンジポルノ等悪質で被害者を精神的に追い詰めてしまうような名誉・信用を毀損するサイトなどが、金銭に置き換えることができない多大な被害を産んでいることに照らすと、著作権侵害サイトのみならず、これらの対策も喫緊の課題であり、違法サイト対策を知的財産権対策に矮小化してはならないと考えております。

そして、そのためには様々な手段を検討することが必要だと考えておりますが、違法サイト対策としてのサイトブロッキング導入については強く反対いたします。理由は次の通りです。

1. 技術的に抜け穴が多く、恒久的な対策となり得ないサイトブロッキングを導入することは社会コストに照らしてメリットがありません。端末の設定を変更したり、アクセスする際にドメイン名でなく IP アドレスを直接打ち込んだりするなど、数多くのサイトブロッキング回避手段があることは既に周知の事実です。サイトブロッキングという方法を導入している国もありますが、グローバルに広がっていないのは、抜け穴が多い不完全な技術であるためです。今になって、抜け穴だらけで時代遅れの技術を導入するために多大なりソースをかけて法改正を行うことに意味があるのでしょうか。
2. 僅かなオペレーションミスにより国全体のインターネットアクセスが機能不全に陥りかねない危険性もあります。ブロッキングの一つの手法である DNS ポイズニングを使って 2008 年 2 月にパキスタンテレコムがユーチューブへの国内のアクセスを規制しようとしたところ、設定ミスから全世界の 3 分の 2 の利用者が 40 分間ユーチューブを利用不能になった事例をあげるまでもありません。仮に、誤った設定により数千億円もの損害が発生した場合に、政府やブロッキングを推進しようとしている著作権団体が補償するのでしょうか。
3. 政府はソサエティ 5.0 を進めようとしておりその鍵の一つはコネクティビティにあります。ネットワークを流れるデータ量も指数関数的に増加していきます。その視点からは、負荷なく繋がるネットワークを構築しようとする時代に、全ての通信をチェックするサイトブロッキングの仕組みをネットワーク各所に入れ込むことは、データ流通の妨げになるだけです。

著作権を守ることは重要ですが、問題の中心はサイトブロッキング導入の是非ではなく著作権侵害サイト対策にあるはずで、そのためには、まずは現行法を駆使してサイト運営者を追い詰める努力をして頂きたいと思います。処罰に勝る犯罪対策はないからです。

また、プロバイダ責任制限法などを使って違法サイトの削除を進めることも重要です。デジタル出版権が立法化された際に、出版社はデジタル出版権があれば自ら違法サイト対策を進めることができるからということを経営創設の根

拠として述べています。今こそ、その時の主張を具現化して頂ければと考えます。

仮に現行の制度に足りないものがあるとするれば、犯罪者への資金流入を止める仕組みや、違法行為で得た収益を没収する制度であると考えます。著作権侵害罪の罰則強化も一考に値します。防犯の要は犯罪を犯すことで得られるメリットを減らすことです。犯罪のコストを増加させ、得られた収益を取り上げる仕組み作りに注力頂きたいと考えています。

サイトブロッキングはその言葉だけで著作権侵害サイトが一時消滅するという最大の効果を与え、その役割は終えたと思います。

これからは、次の知財戦略本部の知恵の出どころに期待しています。

以上

主婦連発第 18-112 号
2018 年 6 月 19 日

知的財産戦略本部
インターネット上の海賊版対策に関する検討会議 御中

主婦連合会
会長 有田 芳子



政府による海賊版サイトへのブロッキングを可能とする法整備に反対します

知的財産戦略本部は本年 4 月、「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」として、政府が指定する海賊版ウェブサイトに対してブロッキングを行うことが適当である旨の見解を表明しました。また同月の「インターネット上の海賊版対策に関する進め方について」という資料によれば、政府が「一定の要件の下で ISP 事業者に対してブロッキングの請求を行うことができる規定の整備等、海賊版サイトへのブロッキングが実効性のあるものとするための制度の整備」のため「法案を検討する」としています。

私たちはインターネット利用者の利益を著しく損なうこの検討を強く憂慮し、その実施に強く反対します。

政府による情報遮断の典型例に

特定サイトへのアクセスを政府からの要請で ISP（インターネットサービスプロバイダ）に遮断させるブロッキングは、全ての通信を監視し特定サイトへのアクセスを選別する手法以外では実現されません。これは国民の憲法上の権利である通信の秘密を侵害するものです。通信の秘密は、個人の私生活の自由を保障し、自由なコミュニケーションの手段を保障するために必要不可欠な重要な権利です。このため憲法第 21 条第 2 項後段は「通信の秘密は、これを侵してはならない。」と規定しています。またこのような憲法の趣旨を踏まえ、電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密については、電気通信事業法第 4 条及び第 179 条により罰則付きの保護が与えられています。

児童ポルノは緊急避難

2011 年の児童ポルノのブロッキングに関する決定では、通信の秘密の観点からも深く議論され、「通信の秘密は侵害するが被害児童の人権を守る他の手段がない場合は緊急避難の法理で違法性は無い」と判断され児童ポルノサイトのブロッキングが導入されました。しかし、今回検討されている著作物の違法アップロードサイトが毀損する権

利は財産権であり、直ちに生命や身体に関わらない財産権保護のために緊急避難を違法性阻却事由としてブロッキングを実施するのは不適當であると多数の法曹関係者から指摘されています。

時代に合わない技術と消費者への危険性

ブロッキングは、新技術の開発や普及により効果が限定的になりつつあります。2018年の現在では常時暗号通信(HTTPS)が一般化し、正当性を確認するDNSSECの普及も進みました。DNSによるブロッキングは15年近く前に開発され、技術的な有効性には当時から疑義が示されていました。2018年に打ち出す対策としてはそもそも時代遅れではないでしょうか。加えて海外のDNSを利用するスマホアプリなどが配信されてしまえば、国内のISPにブロッキングを要請しても完全に無意味なものとなるでしょう。そもそもブロッキングという手段で大元の海賊版サイトが消えるわけでも著作権者の財産権が回復されるわけでもありません。

また、ブロッキングの迂回が習慣化した場合、悪意あるDNSサーバをユーザーに設定させることで中間者攻撃を行うサイバー犯罪が増加する可能性があります。これは全消費者、特に未成年者を、これまでにないサイバー犯罪リスクの元に置くこととなります。

海賊版対策は重要

私たちは、海賊版サイトを容認するために、この政策の危険性を指摘しているわけではありません。『漫画村』のような悪意あるサービスの撲滅には、まずは適切な司法手続が必要です。さらに必要に応じて、海賊版対策の実効性を上げるため、ブロッキング以外の立法措置の検討をすべきと考えます。

忘れてはならないのは、クリエイターへの適切な対価の還元やコンテンツへの多様なユーザーニーズに合わせたサービスを積極的に開発していくことが、こうした海賊版サイトの最終的な撲滅へとつながる王道の道筋であることです。この問題の最終的な解決には、権利者団体だけでなく、IT業界から消費者団体までさまざまなステークホルダーが協力しあわねばなりません。

わたしたちは我が国の未来に禍根を残すようなブロッキング制度の導入には反対です。

以上